

介護保険 負担限度額認定の申請について

【制度の概要】

- ◎ 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入居した時や、ショートステイを利用した時の食費と居住費については原則として全額自己負担となりますが、下記の要件を満たす方は軽減を受けることができます。
- ◎ 認定されると、負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分が介護保険から給付されます。
- ◎ 軽減を受けるためには、申請が必要です。

【認定の要件：下記の①と②両方を満たすこと】

- ① 世帯員全員及び配偶者（別居の場合も含む）が住民税非課税であること。
- ② 令和 3 年度から預貯金等の基準が段階別に変更となりました。段階別預貯金等の要件については、次ページの預貯金等の基準額をご参照ください。

【申請について】

- ◎ 該当になる場合には、申請のあった月の初日までさかのぼっての認定となりますので、お早めにご申請ください。

1. 申請方法 (①、②いずれか)	① 稲敷市役所（本庁舎高齢福祉課または東支所）へ持参 ② 稲敷市役所高齢福祉課へ郵送
2. 受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
3. 申請に必要なもの	① 介護保険 負担限度額認定申請書 ② 同意書（申請書の裏面） ③ 通帳等の写し（本人及び配偶者分の通帳すべて） ※預貯金等の範囲は次のページを参照ください。 ※口座を複数お持ちの場合には、すべての通帳を、最新の状態まで記帳してお持ちください。 ※銀行名・支店・口座番号・名義の分かるページと 2 カ月分の残高が分かるページをご提出ください。 ④ マイナンバー通知カード（本人及び配偶者のもの） ⑤ 本人確認書類（ご提出にいらっしゃる方のもの） ※運転免許証などの顔写真付きのものであれば 1 点、 健康保険証などの顔写真が付いていないものであれば 2 点必要。
4. お問い合わせ先 郵送での提出先	〒300-0595 稲敷市犬塚 1570 番地 1 稲敷市役所 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険担当 電話 029-892-2000（代表）

※ 平成 28 年 8 月から、収入に非課税年金を勘案するため、遺族年金や障害年金等を受給されている場合には、収入等に関する申告欄に必ず種別をご記入ください。

※ 預貯金の勘案について

・預貯金については通帳等で確認するため、本人および配偶者のすべての口座について、最新までご記帳いただいたうえで、銀行名・支店・口座番号・名義のわかるページ、申請日の直近2ヶ月分の残高がわかるページ、定期預金のページをご提出ください。

・必要に応じて、銀行等へ預貯金の照会を行うため、申請には同意書（本人および配偶者）についても提出が必要となります。

令和3年度から基準額
が変わります

預貯金等の基準額

段階	要件	預貯金等の基準
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金受給者	1,000万円（夫婦は2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額・合計所得金額の合計額が <u>年間80万円以下</u>	650万円（夫婦は1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額・合計所得金額の合計額が <u>年間80万円以上120万円以下</u>	550万円（夫婦は1,550万円）以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額・合計所得金額の合計額が <u>年間120万円以上</u>	500万円（夫婦は1,500万円）以下

※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の方は、1,000万円（夫婦は2,000万円）以下

【 預貯金の範囲 】

種類	対象か否か	確認方法
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—

【 不正な申告について 】

不正の行為を行った場合は、不正に受給した額に加え、1倍以下の加算金の返還が発生します。また、特に悪質であると認める場合には、給付額の最大2倍の加算金の返還が発生します。

【 非課税年金の勘案について 】

平成28年8月1日から、介護保険負担限度額認定の利用者負担段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて、非課税年金（遺族年金・障害年金等）収入を勘案することになりました。非課税年金（遺族年金・障害年金等）を受給されている場合は、申請書の収入等に関する申告欄に必ず種別をご記入ください。